

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第5回） 議事概要

1 日 時 平成25年8月19日（月）16:00～18:30

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、樋口委員、竹原委員、椿委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、総務省統計研修所、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、佐々木企画官ほか
総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用
- (2) 統計リソースの確保及び有効活用
- (3) 民間事業者の活用
- (4) 第3WGのとりまとめについて
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・統計利用者との意見交換は、今後も継続的に実施するのか。最近の意見交換は、対象が「統計ユーザー」中心となっているが、「報告者」、「地方公共団体」、「政策部局」等にも対象を拡大すべきではないか。
- ・統計利用者との意見交換会は、平成25年度も引き続き実施する方針。意見交換会の対象に制約はないので、統計委員会委員の先生方のご意見を伺いつつ、改善していきたい。
- ・統計ニーズに係るアンケートで得られた結果は、どのように活用されているのか。また、統計ニーズを把握するための総合的な窓口を設けることも必要ではないか。
- ・オーダーメイド集計や匿名データの追加・年次拡大等の要望については、関係府省に提供し、改善を促しているところ。オーダーメイド集計はニーズを踏まえ、かなり進んできたが、匿名データについてはニーズに応じた拡大が十分に図られていな

いことから、引き続き提供拡大の推進を図ることが必要と認識している。

また、近年は、アンケートの回答者数が伸び悩んでいることから、アンケートの内容を見直すとともに、総合的な窓口の設置要望への対応や、関係府省等の二次的利用提供窓口において把握しているユーザーから具体的な要望の情報共有等の仕組みづくりの検討も必要と考えているところ。

- ・ e-Stat によるニーズ把握については、全体のアクセス数に比べて少ないことが課題。フリーアンサーの設問に対する回答率を高めるなど工夫の余地があるのではないか。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・ 統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Stat を活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等については、おおむね現行計画に沿って、具体的な取組が進められていると評価したい。
- ・ 一方で、統計利用者との意見交換は、対象者の範囲拡大を図るなど活性化に向けた検討が必要である。また、統計のニーズに係るアンケート調査についても、各府省が個別に把握している統計や二次的利用のニーズの情報共有や、各種窓口の連携強化など更なる充実を図ることが必要である。
- ・ e-Stat によるニーズ把握については、e-Stat そのものの使いやすさに関する意見を把握できる設問を設けることや、フリーアンサーの設問を回答しやすくするなどの工夫が必要である。

(2) 統計リソースの確保及び有効活用

i) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から専門家集団の編成について、総務省統計局から資料2-1に基づき、総務省統計局・統計研修所・(独)統計センターにおける研究について、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 統計局、統計研修所、及び独立行政法人統計センターにおいては、研究機能向上に向けた一体的な取組を行うとのことだが、どの様な相乗効果を期待しているのか。また、将来的に新たな枠組みも考えているのか。
- ・ 統計の作成・提供に当たっては、調査の企画・実施から集計・提供までの業務が関連して行われているため、関係者間の調整が必要である。このため、それぞれの業務に関する研究を個別に行なうのではなく、一体的に行うことが望ましい。将来的な枠組みとしては、三機関が一体となって、密接な連携を図ることが可能な体制が維持されることが重要と認識している。
- ・ 統計の専門家集団の編成について「実施困難」との自己評価は妥当と考えるが、中長期的には、政府内において、統計に精通した職員の育成機能を強化していくことが必要ではないか。

- ・統計研修所では、各府省や大学等研究機関と共同研究を行うことも検討しているのか。
 - ・統計研修所の研究は、従来は研修に資するものが中心だったが、10年ほど前から統計の高度利用に関する研究を外部の研究者と共同で実施している。今後は、高度化するICTや統計業務を踏まえつつ、実務に役立つ研究、たとえば調査方法論を中心とする研究などを統計局や統計センター、各府省及び大学等の研究機関などと連携して進めたい。
 - ・統計研修所の研究機関としてのリソースの現状は、どのようになっているのか。
 - ・統計研修所は研修を中心に行う機関であり、現行の組織令では研究機関とはされていないため、研究面のリソースは厳しい。各府省や大学等の関係機関との協力、研修所のリソースの質・量の充実を図っていくことが必要と考えている。
 - ・統計局、統計研修所及び統計センターが一体となった研究を進めていくことは、相乗効果のメリットがあると考えられる。一方、他府省で発生している問題点を解決していく機能の充実も求められていくと思われる。統計局のみならず、他府省や研究機関等との人事交流の現状はどうなっているか。
- 手元に資料が無いので正確な回答は出来ないが、関係府省等の人事交流は現在も行っている。また、統計センターでは他府省から受託製表をおこなっており、委託機関の集計に関する相談にも応じており、他府省との集計知識や技術の共有が図られていると考える。
- ・統計センターは政府統計共同利用システムの運用管理、統計データの二次的利用の受託、ビジネスレジスターの運用管理など重要な業務を担っている。統計センターの役割を考えると、統計の信頼性が確保できるように対応する必要がある。

ii) 既存統計の見直し・効率化

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、説明が行われたものの、特段の意見は見られなかったため、座長より、「既存統計の見直し・効率化」、「基本計画の実施に必要な統計リソースの確保」、「各府省における予算及び定員面の情報共有・調整の場の設置」及び「府省横断的な基幹統計調査実施のための総務省統計局の機能等の最大の活用と関係府省との協力」について、現行の基本計画に沿った内容で取組が進められており、継続実施と評価。

iii) 「地方公共団体を経由する必要がある調査の精査、見直し」等

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・地方公共団体を経由する調査について、企業を対象にしている調査と世帯を対象にしている調査に大別できるが、企業系調査は民間事業者の活用を推進し、地域に密着した世帯系調査は地方公共団体経由を維持するなど、調査対象も勘案した検討が必要ではないか。

- ・平準化の問題は人材確保の問題に関係しており、特に町村では財源の都合上、調査員の確保が難しく、現場の負担が大きい。
- ・例えば、平成26年に実施を予定している特定サービス産業の実態調査は、都道府県経由の調査員調査から郵送調査へと調査方法を変更するなど、地方公共団体の負担軽減にも配慮した見直しを進めており、今後とも地方公共団体とも調整を行い、理解を得るように努めたい。
- ・民間事業者を調査に活用した際、報告者である企業側が回答することに対して不安を抱くということもあるという話もある。報告者や地方公共団体の負担に配慮しつつ、調査方法を検討することが重要である。
- ・国の統計調査の結果は、地方公共団体においても活用されている重要なデータであり、現行計画にも盛り込まれているように、国と地方公共団体が連携・共働して取り組むことが必要
- ・平成28年度も複数の大規模調査の実施が見込まれていることから、地方公共団体の事務が輻輳し、年間の業務量に大きな波動が生じることを危惧。今後も年毎・月毎の業務量の平準化に配慮し、調査実施時期等の調整を図ることが必要
- ・市町村は統計関係職員の人材確保も困難になってきていることから、業務量の平準化を進めることが重要。
- ・統計の質の確保という観点からも、中長期的な調査時期の見直しによる業務量の平準化に取り組むことが必要
- ・地方表章に関しては、労働力調査や家計調査については都道府県ごとに調査結果を利用できるような標本設計をしていただきたい。
- ・第2WGにおいて、表章の充実について審議されているが、都道府県別の表章を可能とするためには、多くの調査対象者や都道府県の負担を増加させることになるため、これらの負担の増加に配慮しつつ、表章の充実を図ることが必要との議論
- ・予算等の現状を考慮すると、調査票を集計した結果の直接的な利用のみならず、推計の活用についても検討が必要

iv) 「統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直し」等事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・職員の高齢化に伴い単価が増加しており、地方公共団体側の持ち出しが増えているので引き続き取組をお願いしたい。また、配置実態を反映し、交付対象範囲を専務的非常勤等にも拡大してほしい。更に、調査業務の見直しを通じた職員の業務負担軽減にも取り組んでほしい。
- ・地方公共団体における実査体制の維持・整備に関して、国から都道府県に働き掛けてほしい。
- ・来年度は大規模調査が輻輳することから、各府省連名で人員確保に関する支援文

を発出している。都道府県から更なる要請があれば、対応を検討する。

- ・統計専任職員の対象範囲について、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めることについて検討を行っているとのことであるが、検討状況はどのようになっているのか。
- ・再任用職員でフルタイム勤務の人は対象にしてきたが、再任用短時間勤務者を国費弁済の対象になるのかを今年度から2年間かけて試行検証しているところ。この検証結果や各都道府県の意見を踏まえ具体的な検討を実施する予定。

v) 総務省統計研修所の研修機能充実について

総務省統計研修所から資料2-2に基づき、統計研修所における研修について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・統計研修所の受講者は毎年900名程度とのことであるが、その内訳はどのようになっているのか。また、受講者が、受講内容を職場で活用できているかについてフォローアップ等を行っているのか。
- 平成24年度は、本科が20名程度、特別講座が約650名、専科が約450名で合計1100名超の受講実績となっている。修了者は、職場に戻ってそれぞれの分野で活躍されていると思う。今後は、研修・研究に関連する情報について、修了者への積極的な情報提供を行っていきたい。
- ・受講者の要望・評価を把握し、カリキュラムの見直し等に活用することも必要
 - ・統計研修所においては、他府省における人材育成プログラムの作成支援や出張研修等の支援を実施することも可能か。
 - ・すべての要望に応じることは現状ではリソース面で困難であるが、引き続き可能な限り対応したいと考えているところ。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・全般的には、おおむね現行の基本計画に沿った取組が進めており、今後も継続的な取組が必要と評価。今後は、取り組みの更なる定着を図るとともに、充実方策についても検討が必要
- ・専門家集団を編成し、新たな統計の作成・提供等を支援する取組については、専門家集団の編成に替えて、総務省統計研修所等における研究機能の充実を図るとともに、その研究機能を各府省の支援に活用するなど、既存組織・機能を活用する方向で検討することが現実的な対応
- ・地方公共団体の統計部局は、公的統計の作成・提供に重要な役割を担っており、引き続き国と地方の連携を強化し、その機能維持を図ることが必要。この機能維持を図る観点から、①地方公共団体を經由する必要がある調査については、調査対象も

勘案した適切かつ効率的な調査方法の検討、②業務量を平準化するための中長期的な取組、③地方表章の充実に向けた更なる国の支援等を検討することが必要

- ・国・地方公共団体の統計職員等の人材育成・確保については、重要な役割を担っている総務省統計研修所における研修内容の充実及び人材育成支援のための機能拡充を検討することが必要

(3) 民間事業者の活用

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・統計調査員を含めた実査業務については、民間事業者の活用が進んでいないのではないか、企業系の実査業務については、積極的に民間事業者の活用を進め、地方公共団体の負担軽減を図ってほしい。
- ・民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、地方公共団体の負担軽減を図ることは、各府省の共通的な認識。一方で、各府省を構成員とする民間事業者活用WGにおいては、民間事業者の活用が当該企業の情報流出に繋がるのではないかと懸念する企業の存在や、民間事業者の調査員は大規模周期調査に対応できるほど整備されていない現状も報告されており、これら懸念の払拭や民間事業者の体制等を踏まえつつ、活用の推進を図ることが必要
- ・統計の評価を通じた見直し・効率化の審議の際、統計のプロセス保証の導入についても検討を開始するよう取りまとめたが、プロセス保証の検討結果を活用することで、適正な仕様書の作成等を行い、民間事業者の活用を図っていくという理解か。
- ・各府省と協力し、統計のプロセス保証の検討結果を元に適正な仕様書の作成等を行い、民間事業者の活用を図っていくため、現行のガイドラインにプロセス評価の考え方を導入する方向で検討したいと考えている。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・民間事業者の活用については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定、民間事業者団体との意見交換等、おおむね現行の基本計画に沿った取組が進められているが、取り組みの更なる充実を図ることが必要と評価する。

(4) 第3WGのとりまとめについて

事務局から、取りまとめのイメージ図と第3WGで審議した項目の審議結果整理票の1例を提示した。審議結果整理票については、本日審議した項目も合わせて第3WG分の全項目の審議結果整理票を作成し、委員に、メールで意見照会することになった。

次回の第6回の第3WGでは、審議結果整理票に対する委員のご意見を踏まえた整理票を提示し、審議を行うこととした。

(3) その他

- ・ 次回の会合は、9月2日（月）の16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>